

社会福祉法人フラット 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人フラットの役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤とは所定週平均2日以上勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の勤務報酬)

第3条 所定週平均2日以上業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第5条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等（月額）	500,000円	職員と兼務していない場合
理事長業務報酬等（月額）	300,000円	職員と兼務している場合
常勤理事業務報酬等（月額）	100,000円	職員と兼務していない場合
常勤理事業務報酬等（月額）	50,000円	職員と兼務している場合

社会福祉法人フラット 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人フラットの役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長（理事長職務代理者が定款第10条第1項により理事長の職務を代理した場合における理事長職務代理者を含む。（以下「理事長等」という。））及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事長等及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、交通費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 常勤理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。ただし、常勤理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交

通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

（兼務役員）

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（改正）

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成28年4月1日より適用する。

別表1 出席報酬 (日額)

名 称	報 酬	交 通 費
理事会出席報酬等	5,000円	居住地が 白井市内 1000円 白井市外の千葉県内 3000円 千葉県外 4000円
評議員会出席報酬等	5,000円	
苦情対応第三者委員	5,000円	

別表2 (日額)

名 称	報 酬	交 通 費
理事長等業務報酬等	15,000円	居住地が 白井市内 1000円 白井市外の千葉県内 3000円 千葉県外 4000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	
監事監査指導報酬等	15,000円	
苦情対応第三者委員	10,000円	